

特定非営利活動法人
「地域の教育と文化を考え・行動する会」略称：E&Cフォーラム
定 款

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この法人は特定非営利活動法人地域の教育と文化を考え・行動する会といい、略称をE&Cフォーラムと称する。

〔事務所等〕

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県坂出市川津町3921番地1に置く。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 この法人は、自ら「市民講座」を定期的に継続実施していくと共に、坂出市およびその近隣市町村の各地域で、子供や大人あるいは高齢者を対象とした教育活動、高齢者のための介護や福祉活動、伝統や文化の継承・保存活動、等を通じて地域の活性化に努力しているグループや個人の連携を取るとともに、それらの活動を支援し、明るく、生き生きとした地域の創成を通じて地域全体の活性化に貢献しようとするものである。

〔特定非営利活動の種類〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑤ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援の活動

〔事業〕

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1) 定期的な課外事業、野外事業を通じて子供たちの健全な成長についての支援事業
 - 2) 一般社会人や高齢者（定年後の生活目標を求める職業人や永年にわたって主婦業に専念してきた人達）を対象にした生き甲斐教育についての支援事業
 - 3) 歴史や文化の掘り起こしとその保存についての支援事業
 - 4) 介護活動、将来型福祉活動のあり方、等についての提案
 - 5) 地域に根ざして地道に活動するボランティア団体間の相互情報補完機能構築支援
 - 6) 上記①、②、③、④、⑤の支援事業に関連する事柄
- 2 この法人は以下に示すその他の事業を行う。
- 1) まちづくり、地域整備に関わる行政支援活動
 - 2) 地産地消に関わる創造的活動
 - 3) 福祉事業や農用地管理への戦略的な施策立案についての支援活動
 - 4) 瀬戸内海の環境と観光を目的とした各種の事業についての模索と実践
 - 5) その他、地域の活性化に関わる事項
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

〔種別〕

第6条 この法人の会員は以下に列記する3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 3) 特別会員 この法人の運営に不可欠な団体や個人で理事長が推薦したもの

〔入会〕

第7条 正会員および賛助会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 正会員および賛助会員として入会しようとするものは、本会が別に定める入会申込書によって理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員は理事長の推薦に基づき、総会の決定と本人の承認をもって会員となる。

〔入会金及び会費〕

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 この法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て、臨時会費を徴収することができる。

〔会員の資格の喪失〕

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出したとき。
- 2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき及び会員である団体が解散したとき。
- 3) 継続して2年以上会費を滞納したとき（前条第2項の臨時会費を除く。）
- 4) 除名されたとき

〔退会〕

第10条 会員は、会員個人の意思により、本会が別に定める退会届を理事長に提出することによって任意に退会することができる。

〔除名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 定款に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔拠出金品の変換〕

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 役員等

〔種別及び定数〕

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 5名以上10名以内
 - 2) 監事 1名以上2名以内
 - 3) 幹事 若干名
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を置くことができる。

〔選任等〕

第14条 理事は理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長は理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。又、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることはできない。
- 4 監事は総会で選任する。
- 5 監事はその他の役員又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 6 幹事は理事長が推薦し、理事会において承認を受ける。

〔職務〕

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職

務を代行する。

- 3 副理事長を置かない場合、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合は総会を招集すること
 - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 6 幹事は理事会の決議内容に基づいて実質的な業務の遂行と企画立案についての作業を補助する。

〔任期等〕

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。幹事はこの限りではない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。幹事はこの限りではない。

〔欠員補充〕

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔解任〕

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対して、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

〔報酬等〕

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔事務局等〕

第20条 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て理事長が別に定める。
- 4 この法人に顧問を置くことができる。顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。
- 5 顧問は理事長の諮問に応じて助言することができる。

第5章 会議

〔種別〕

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

〔構成〕

第22条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。幹事及び顧問は理事長の要請により理事会に出席でき

る。

〔機能〕

第23条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- 1) 総会に付すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他この法人の運営に関する必要な事項
- 2 総会は法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

〔開催〕

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めて招集の請求をしたとき。
 - 2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - 3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めたとき。
 - 2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
 - 3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招集〕

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会及び理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

〔運営方法〕

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

〔議長〕

第27条 総会及び理事会の議長は、理事長がその任に当たる。

〔定足数〕

- 第28条 総会は正会員数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、やむを得ない場合、正会員は書面による表決書又は委任状をもって出席することができる。
- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、やむを得ない場合、理事は書面による表決書又は委任状をもって出席することができる。

〔議決〕

第29条 総会及び理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会及び理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第30条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前条第2項、次条第1項第2号及び第43条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- 3) 審議事項
- 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第6章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他の収入

〔資産の区分〕

第33条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

〔資産の管理〕

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

〔会計の原則〕

第35条 この法人の会計は、法第27号各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第36条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

〔事業計画及び予算〕

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し理事会の決議を経なければならない。

〔予備費の設定及び使用〕

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を充用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更生〕

第39条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたとき、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第40条 この法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔臨機の措置〕

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を得なければならない。

〔解散〕

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産手続き開始
- 6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第45条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

〔合併〕

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

〔公告の方法〕

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9条 雑則

〔細則〕

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長 大林 成行 (香川大学客員教授)
理事 稲田 修 (㈱太陽堂代表取締役)
理事 岸本 浩一 (NPO地域交流センター)
理事 多田羅政一 (㈱総合福祉サービス)
理事 西岡 正堯 (西岡商事㈱代表取締役)
理事 宮本 俊一 (㈹宮本印刷)
理事 錦 美弥子 (香川県PTA連絡協議会母親部会長)
理事 林 豊彦 (真宗 僧侶)
理事 松浦 玲子 (㈱総合福祉サービス代表取締役)

監事 中西 守夫 (元中国銀行)

顧問 北川 博敏 (香川短期大学学長)
顧問 近藤 浩二 (前香川大学学長)
顧問 佐野 俊介 (元坂出高校教諭)

代表幹事 松浦 玲子 (科学の森セミナー代表)
幹事 三好 修 (㈱日の出製麺専務取締役)
幹事 多田羅政一 (科学の森セミナー代表幹事)
幹事 宮本 邦彦 (自営)
幹事 津島富美夫 (㈱桔梗屋代表取締役)
幹事 川染 忠明 (讃岐PGスクール代表)

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

1) 正会員	(個人)	入会金	10000円	年会費	5000円
	(団体)	入会金	50000円	年会費	10000円
2) 賛助会員		入会金	0円	年会費(一口)	10000円
3) 特別会員		入会金	0円	年会費	0円